平成09・03・31立局第42号
平成９年４月１日

高圧ガス保安協会会長　殿

受付
第0200号
9 4.24
高圧ガス保安協会

通商産業省環境立地局長

一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について

一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号）等が改正されたことに伴い、別添のとおり、「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成９年４月１日付け平成09・03・31立局第４２号）」を制定したので、今後はこれにより適正な運用をお願いします。これに伴い、昭和６０年３月２９日付け６０立局第７６号通商産業省立地公害局長通達は廃止します。

なお、この通達は平成９年４月１日から施行します。

また、この旨、各通商産業局長、沖縄開発庁沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あてに通知したので通知します。

平成09・03・31立局第42号
平成9年4月1日

北海道知事　殿

通商産業省環境立地局長

一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）等が改正されたことに伴い、「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第42号）」を制定したので、今後はこれにより適正な運用をお願いします。これに伴い、昭和60年3月29日付け60立局第76号通商産業省立地公害局長通達は廃止します。

なお、この通達は平成9年4月1日から施行します。

I　認定試験者の定義

1　内国認定試験者とは、国内にある製造事業所においてⅢ1に掲げる一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則及びコンビナート等保安規則（以下「一般高圧ガス保安規則等」という。）の各条項に規定する高圧ガス設備を製造し、自らの製造に係る高圧ガス設備の機器に関して、当該製造事業所において耐圧試験、気密試験及び肉厚の確認（以下「試験等」という。）を行うことが適切であると通商産業大臣が認定した者をいう。

2　外国認定試験者とは、外国にある製造事業所において日本に輸出することを目的として一般高圧ガス保安規則等の各条項に規定する高圧ガス設備を製造し、自らの製造に係る高圧ガス設備の機器に関して、当該製造事業所において試験等を行うことが適切であると通商産業大臣が認定した者をいう。

3　認定試験者とは、内国認定試験者及び外国認定試験者をいう。

Ⅱ　認定試験者の行った試験等の完成検査及び保安検査における取扱い

(1) 都道府県知事は、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第２０条に規定する完成検査又は法第３５条に規定する保安検査を実施する場合において、認定試験者の行った試験等（高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は指定特定設備検査機関の行った試験等を含む。（完成検査にあっては、検査を実施する日以前３年以内に行ったもの、保安検査にあっては、検査を実施する日以前１年以内に行ったものに限る。））に関する様式第１の認定試験者試験等成績書（以下「成績書」という。）その他必要な試験等の記録の提出を求めることができる。

(2) 都道府県知事は、(1)に掲げる試験等に関する成績書その他必要な試験等の記録により、認定試験者が認定を受けた機器に対して行った試験等に合格したものであることを確認したときは、当該機器に関する完成検査及び保安検査において試験等を現に行うことを要しない。

ただし、通商産業大臣が保安上特に必要があると認めて、指示をした場合には、この限りでない。

Ⅲ　認定試験者の認定要領

1　適用範囲

認定試験者の認定要領は、次に掲げる条項の試験及び製造（以下「試験及び製造」という。）を行う者の認定について適用する。

(1) 一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号、第１２号及び第１３号
(2) 同項第４３号ホ及びヘ
(3) 同規則第８条第１項第３号、第４号及び第５号
(4) 同規則第４０条第４号ヘ
(5) 同規則第５５条第１項第７号及び第８号
(6) 液化石油ガス保安規則第６条第１項第１７号、第１８号及び第１９号
(7) 同項第３６号ホ及びヘ
(8) 同規則第４１条第４号ヘ
(9) 同規則第５３条第１項第６号及び第９号
(10) コンビナート等保安規則第５条第１項第１７号、第１８号及び第１９号
(11) 同規則第９条第５号及び第６号

2　認定の区分

認定は、試験及び製造を行う者について、事業所及び次に掲げる区分内の同一仕様の機器（法第５６条の３に規定する特定設備を除く。）ごとに行うものとする。

A　貯　槽（高圧ガスを貯蔵するための内圧容器をいう。）

B　熱交換器（二流体間に熱交換を行わせるための内圧容器をいい、加熱器及び冷却器を含む。ただし、C又はDに区分されるものを除く。）

C　蒸発器（液化ガスを気化させるための内圧容器をいう。）

D　凝縮器（圧縮ガスを液化させるための内圧容器をいう。）

E　その他の圧力容器類（蓄圧器、油分離器、ドレンセパレータ等の内圧容器をいう。ただし、AからDまでに区分されるものを除く。）

F　往復動式圧縮機

G　遠心式圧縮機

H　容積型圧縮機（ただし、Fに区分されるものを除く。）

I　往復動式ポンプ

J　遠心式ポンプ

K　容積型ポンプ（ただし、Iに区分されるものを除く。）

L　その他の回転機械類（膨張機、膨張タービン等の回転機械類をいう。ただし、FからKまでに区分されるものを除く。）

M　管　類（高圧ガス製造事業所等の高圧ガス設備に取り付けられる状態の配管又は導管をいう。）

N　弁　類（高圧ガス設備に取り付けられる圧力、流量等の制御又は遮断をする機能を有するものをいう。なお、標準化弁類の認定については、別添1に定める「弁類に係るVPNによる認定規程」による。）

N－Ⅱ　継手類（ねじ接合継手のものに限る。）

O　その他の附属機器類（液面計、流量計、ストレーナ等の附属機器類をいう。）

Z　複合機器（BからOまでの機器のうち、二以上の区分の機器を組合わせることにより一体として構成されたものであって、全体として一つの機能を有するものをいう。）

3　申請者の資格

申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 申請に係る事業所において申請の日以前5年以内に当該申請に係る機器の製造について実績を有すること。

(2) 当該申請に係る機器が、法に基づく完成検査又は協会若しくは指定特定設備検査機関が行う高圧ガス設備試験に合格したのち原則1年以上の使用実績を有すること。

4　認定の申請手続

(1) 認定の申請をしようとする者は、通商産業大臣に認定の申請をする前に協会会長が行う事前評価（以下「評価」という。）を受

けなければならない。

(2) 認定の申請は、試験及び製造を行おうとする者の事業所ごとにするものとする。

(3) 認定の申請をしようとする者は、様式第2の認定試験者認定申請書（以下「認定申請書」という。）を、内国認定試験者の認定を申請する者については製造事業所の所在地を管轄する通商産業局長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長。以下「通商産業局長」という。）を経由して、外国認定試験者の認定を申請する者については直接通商産業大臣に提出するものとする。

(4) 認定申請書には、次の事項を記載した書類及び6 (1)に掲げる審査項目について説明した書類並びに評価の結果を添付しなければならない。ただし、二以上の機器について申請を同時に行う場合には、重複する部分について添付書類を省略して差し支えないものとする。

① 企業の概況

設立年月日

資本金（合弁会社のときは、その持分の構成）

事業所数（支社、営業所、研究所、工場等）

工場所在地

従業員数

損益状況（最近1期）

売上金額（年間）

主要製品

② 認定を受けようとする事業所の概況

設立年月日

敷地面積

従業員数

生産金額（年間）

主要製品名

③ その他参考となる事項

5 評価の申請手続

評価の申請をしようとする者は、事業所ごとに様式第3の認定試験者評価申請書（以下「評価申請書」という。）に4 (4) ①、②及び③に掲げる事項を記載した書類並びに6 (1) に掲げる審査項目について説明した書類を添付して協会会長に提出するものとする。ただし、二以上の機器について申請を同時に行う場合には、重複する部分について添付書類を省略して差し支えないものとする。

6 認定の審査

(1) 審査項目

審査は、次に掲げる項目について行い、その審査の実施の細目

は、別添2に定める「大臣認定審査実施要領」によるものとする。ただし、「大臣認定審査実施要領」の審査内容について審査が不要であると認められる場合は、その一部を省略することができる。

① 管理体制
(i) 経営者の責任
(ii) 品質システム
(iii) 組織
(iv) 文書管理
(v) 内部品質監査
② 技術的基盤
(i) 技術上の基盤整備と開発、改良
(ii) 設計管理
③ 購買及び外注の管理
(i) 購買及び外注の範囲
(ii) 購買先及び外注先の選定、管理と購買品及び外注業務の検証
④ 製造の方法及び試験・検査の方法
(i) 工程管理
(ii) 工程変更の管理
(iii) 申請に係る機器の製造設備及び試験・検査設備
(iv) 試験・検査設備等の維持・管理
⑤ 設計、製造、試験・検査に係る技術者
⑥ アフターサービス及びクレーム対応
⑦ 統計的手法
⑧ 法に基づく試験等
⑨ 申請に係る機器の製造実績、試験検査実績及び納入先における運転状況
⑩ 申請事業者が製造した機器の欠陥の有無（事故等の発生状況を含む。）
⑪ 保安関連法規との関係
(i) 法による許可又は届出の適用状況
(ii) 過去3年間における保安関連法規の遵守状況

(2) 認定の方式
① 内国認定試験者の認定については、次により行うものとする。

(i) 通商産業局長は、認定申請書及び評価の結果並びに申請に係る事業所（以下「申請事業所」という。）の調査により審査を実施するものとする。ただし、事業所の調査は、特に必要と認められる場合に実施するものとする。

(ii) 通商産業局長は、申請事業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に評価の結果を添付の上、6(1)の審査項目のうち、①(i)、(ii)、(iii)及び⑩、⑪について意見を聴くものとする。この場合において、特に意見調整を行う必要がある場合には、必要に応じて都道府県知事及び協会会長と調整会議を開催するものとする。

(iii) 通商産業局長は、(i)の審査の結果及び(ii)の意見若しくは調整会議の結果を踏まえて総合的に判断し、申請に係る認定の可否に関する意見（審査項目ごとの評点等）を通商産業大臣に具申するものとする。

(iv) 通商産業大臣は、通商産業局長の具申を基に認定の可否を決定するものとする。

② 外国認定試験者の認定については、通商産業大臣が認定申請書及び評価の結果並びに申請事業所の調査により審査を実施し、申請に係る認定の可否を決定するものとする。ただし、事業所の調査は特に必要と認められる場合に実施するものとする。

③ 通商産業大臣は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くものとする。

7 評価

(1) 評価項目

評価は6(1)の項目について行い、その実施の細目は別添3に定める「認定申請試験者評価実施要領」によるものとする。ただし、「認定申請試験者評価実施要領」の評価内容について評価が不要であると認められる場合は、その一部を省略することができる。

(2) 評価の方式

① 協会会長は、評価申請書及び申請事業所の調査により評価を行うものとする。なお、事業所を調査する際には、必要に応じて、内国認定試験者の評価を申請する者については通商産業局長及び都道府県知事が、外国認定試験者の評価を申請する者については通商産業大臣が、立ち会うことができるものとする。

② 協会会長は、評価の結果を申請者に通知するとともに、内国認定試験者の評価に係るものは通商産業局長に、外国認定試験者の評価に係るものは通商産業大臣に報告するものとする。

8 認定試験者の義務

認定試験者は、次の各号の規定に従わなければならない。

(1) (2)から(9)に掲げる義務の遵守状況及び認定に係る機器の品質又は保安の確保に対する管理水準について協会会長が実施する確認調査を、認定又は確認調査を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年ごとに受けること。

(2) 前年4月1日から1年間における認定に係る機器の製造実績を様式第4の認定試験者年次届出書により、毎年4月30日までに内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出ること。

(3) 認定申請書の記1、2若しくは3の事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第5の認定試験者変更届書（以下「変更届書」という。）を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出ること。

(4) 認定に係る機器の品質若しくは保安の確保に重大な影響を及ぼす等の著しい変更があったとき又は事業所が移転したときは、遅滞なく、変更届書を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に変更部分を説明した書類を添付して届け出るとともに、当該変更部分について確認調査を受けること。

(5) 認定に係る機器について災害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、様式第6の災害届出書を、内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出ること。

(6) 試験及び製造を廃止したときは、遅滞なく、様式第7の認定試験者廃止届書を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出ること。この場合、廃止前に製造した認定に係る機器の廃止後の取扱いについて記した説明書を添付すること。

(7) 認定に係る機器の構造又は性能が一般高圧ガス保安規則等の試験等の規定に適合していないことが判明した場合又は適合しなくなるおそれがある場合において、その原因が設計、製造工程又は試験等にあると認められるときは、遅滞なく、様式第7の2の認定品欠陥等報告書を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出るとともに、確認調査を受けること。

(8) 認定に係る機器には、協会が別に定める銘板又は刻印を付すること。

(9) その他通商産業大臣が特に必要と認めて付した条件を守ること。

9　確認調査

(1) 確認調査を受けようとする者は、様式第8の認定試験者事業所確認調査申請書を協会会長に提出するものとする。

(2) 確認調査は、別添4に定める「認定試験者確認調査実施要領」により実施するものとする。

(3) 確認調査の際には、必要に応じて、内国認定試験者については

通商産業局長及び都道府県知事が、外国認定試験者については通商産業大臣が、立ち会うことができるものとする。

(4) 協会会長は、確認調査の結果を速やかに申請者に通知するとともに内国認定試験者については通商産業局長に、外国認定試験者については通商産業大臣に報告するものとする。

(5) 確認調査を受けた認定試験者は、協会会長から確認調査の結果の通知を受けた後、速やかに様式第9の認定試験者確認調査実施済報告書を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に提出するものとする。

(6) 報告を受けた通商産業局長は、確認調査結果を通商産業大臣に提出するものとする。

10 認定の取消し

(1) 取消し事由

認定試験者が次の各号の一に該当する場合は、通商産業大臣は、認定の全部又は一部の取消しを行うことができるものとする。

① 本要領に基づく認定試験者の義務を怠った場合

② 確認調査の結果が認定に係る機器の品質又は保安の確保に対する管理水準が認定を受けたときと比較して低下し、その結果品質又は保安の確保に重大な影響を与えるおそれが生じた場合

③ 認定に係る機器について、当該機器の製造又は当該試験の欠陥により災害が発生した場合

④ 認定試験者が法に違反した場合

⑤ 認定試験者の申請時における申請内容について、虚偽のあることが判明した場合

⑥ その他公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、並びに大臣認定試験者制度を適切に運用するため、特に必要があると認められる場合

(2) 取消しのための審査

① 通商産業大臣は、確認調査の結果が(1)の取消し事由の②に該当する認定試験者の認定を取消すときは、あらかじめ当該認定試験者にその理由を通知し、自己のために釈明する機会を与えるものとする。

② 通商産業大臣は、①の結果等に基づいて認定の全部又は一部の取消しを決定するものとする。

③ 通商産業大臣は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くものとする。

④ 通商産業大臣は、内国認定試験者の取消しのための審査に係る事務の一部を通商産業局長に行わせることができる。

11 公表

通商産業大臣は、認定試験者が次の各号の一に該当する場合、その事実を公表することができる。

① 認定（認定の区分の追加、拡大を含む。）を取得した場合

② 認定の区分の削減、縮小をした場合

③ 名称及び所在地に変更があった場合

④ 試験及び製造を廃止した場合

⑤ 認定に係る機器の欠陥等の報告がされた場合

⑥ 認定の取消しが行われた場合

⑦ その他通商産業大臣が、特に必要と認めた場合

１２ 認定試験者の相続又は合併に係る取扱い

認定試験者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、相続又は合併後、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、変更届書を内国認定試験者については通商産業局長を経由して、外国認定試験者については直接通商産業大臣に届け出ること。

１３ 申請書等の記載言語

本認定に係る申請書及び届出書その他の必要書類並びに通商産業大臣（通商産業局長を含む。）及び協会から申請者又は認定試験者に対する通知等は、原則として日本語で記載するものとする。

１４ 経過措置

この通達の施行の際、現に認定を受けている認定試験者についてはこの通達による認定を受けたものとみなす。

様式第１

認定試験者試験等成績書

認定番号			成績書番号	
検査の種類				
機器の種類				
機器仕様				
品名・型式				
機器番号				
製造年月日			試験等実施年月日	
試験等の結果	材質			
	耐圧試験圧力		気密試験圧力	
	肉厚測定値	mm以上		
	吹始め圧力		吹止まり圧力	
	非破壊検査			
備考				

年　　月　　日

事業所の所在地

事業所の名称

事業所責任者職氏名　　印

注１．　検査の種類の欄には、完成検査又は保安検査の別を記載すること。

２．　機器仕様の欄には、設計圧力、設計温度その他必要な事項を記載すること。

３．　必要に応じて、書類を添付する場合は割印を行うこと。

４　この認定試験者試験等成績書は、日本語で記載すること。

ただし、外国認定試験者にあっては、母国語を併記して差し支えない。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第２

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

認定試験者認定申請書

液化石油ガス保安規則
一般高圧ガス保安規則　第　　条第　　項第　　号等の規定に基づき、別
コンビナート等保安規則
添説明書類を添付して下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称		法人にあっては代表者の氏名	
２．申請者の住所			
３．試験及び製造を行おうとする事業所の名称及び所在地		当該事業所の責任者の氏名	
４．試験及び製造の関係規則	規則名	条項号	
５．試験及び製造の対象機器	機器の種類	仕様	
６．備考			

注１．備考の欄には、事業所の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
２．この認定試験者認定申請書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３

年　　月　　日

高圧ガス保安協会会長　殿

代表者氏名　　印

認定試験者評価申請書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ５の規定に基づき、別添説明書類を添付して下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>１．申請者の氏名又は名称</td><td></td><td>法人にあっては代表者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>２．申請者の住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>３．試験及び製造を行おうとする事業所の名称及び所在地</td><td></td><td>当該事業所の責任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">４．試験及び製造の関係規則</td><td>規則名</td><td colspan="2">条項号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">５．試験及び製造の対象機器</td><td>機器の種類</td><td colspan="2">仕様</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>６．備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１．備考の欄には、申請者の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。

２．この認定試験者評価申請書は、日本語で記載すること。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第4

年　月　日

通商産業大臣　殿

認定試験者年次届書

認定番号		事業所の所在地 事業所の名称 事業所責任者職氏名　印				
期間	年　月　日から　年　月　日まで					
機器の種類	品名・型式	機器番号（製造番号）	成績書番号	試験年月日	納入先	備考

注　1.　同一仕様による多量生産の弁類及びその他の附属機器類に限り、ロット単位で一括して記載してよい。この場合、納入先が二以上となるときは、それぞれの納入先の名称を記すること。

2.　備考欄には、設計圧力、設計温度を記載すること。また、高圧ガスの種類が判明している場合は、次のものから該当するものを記すること。

a）毒性ガスにあっては「毒」、b）可燃性ガスにあっては「燃」、c）特殊高圧ガスにあっては「特殊」

3.　この認定試験者年次届書は、日本語で記載すること。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第５

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

認定試験者変更届書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ８(3)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

１．変更のあった事業所の名称及び所在地

２．変更の内容

３．変更の年月日

４．変更の理由

注　この認定試験者変更届書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第６

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

災　害　届　書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ８(5)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

１．事業所の名称及び所在地

２．災害発生日時

３．災害発生場所

４．災害に係る機器の種類及び仕様

５．災害の状況

注　この災害届書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

認定試験者廃止届書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ８(6)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

１．廃止のあった事業所の名称及び所在地

２．廃止した機器の種類及び仕様範囲

３．廃止の年月日

４．廃止の理由

注　この認定試験者廃止届書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７の２

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

認定品欠陥等報告書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ８(7)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

１．試験及び製造した事業所の名称及び所在地

２．機器の種類及び仕様範囲

３．当該機器について生じた欠陥の状況及びその原因

４．当該欠陥及びその原因に対する改善方策

５．上記事項を当該機器の使用者等に対して周知させる措置

注１．認定品欠陥等報告書は、日本語で記載すること。
２．機器の種類及び仕様は、認定試験者等成績書の記載事項について記入すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８

年　　月　　日

高圧ガス保安協会会長　殿

代表者氏名　　印

認定試験者事業所確認調査申請書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ９(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称		法人にあっては代表者の氏名	
２．申請者の住所			
３．確認調査を受ける事業所の名称及び所在地		当該事業所の責任者の氏名	
４．確認調査を受ける機器の種類及び仕様			
５．備　　考			

注１．備考の欄には、事業所の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
２．この認定試験者事業所確認調査申請書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第９

年　　月　　日

通商産業大臣　殿

代表者氏名　　印

認定試験者事業所確認調査実施済報告書

「一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成　年　月　日付け　立局第　号）」Ⅲ９(5)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．申請者の氏名又は名称		法人にあっては代表者の氏名	
２．申請者の住所			
３．確認調査を受けた事業所の名称及び所在地		当該事業所の責任者の氏名	
４．確認調査を受けた機器の種類及び仕様			
５．備　　考			

注１．備考の欄には、事業所の連絡担当者の氏名及び電話番号を記載すること。
２．この認定試験者事業所確認調査実施済報告書は、日本語で記載すること。
（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

（参考）

大臣認定手続きフロー（内国認定試験者）

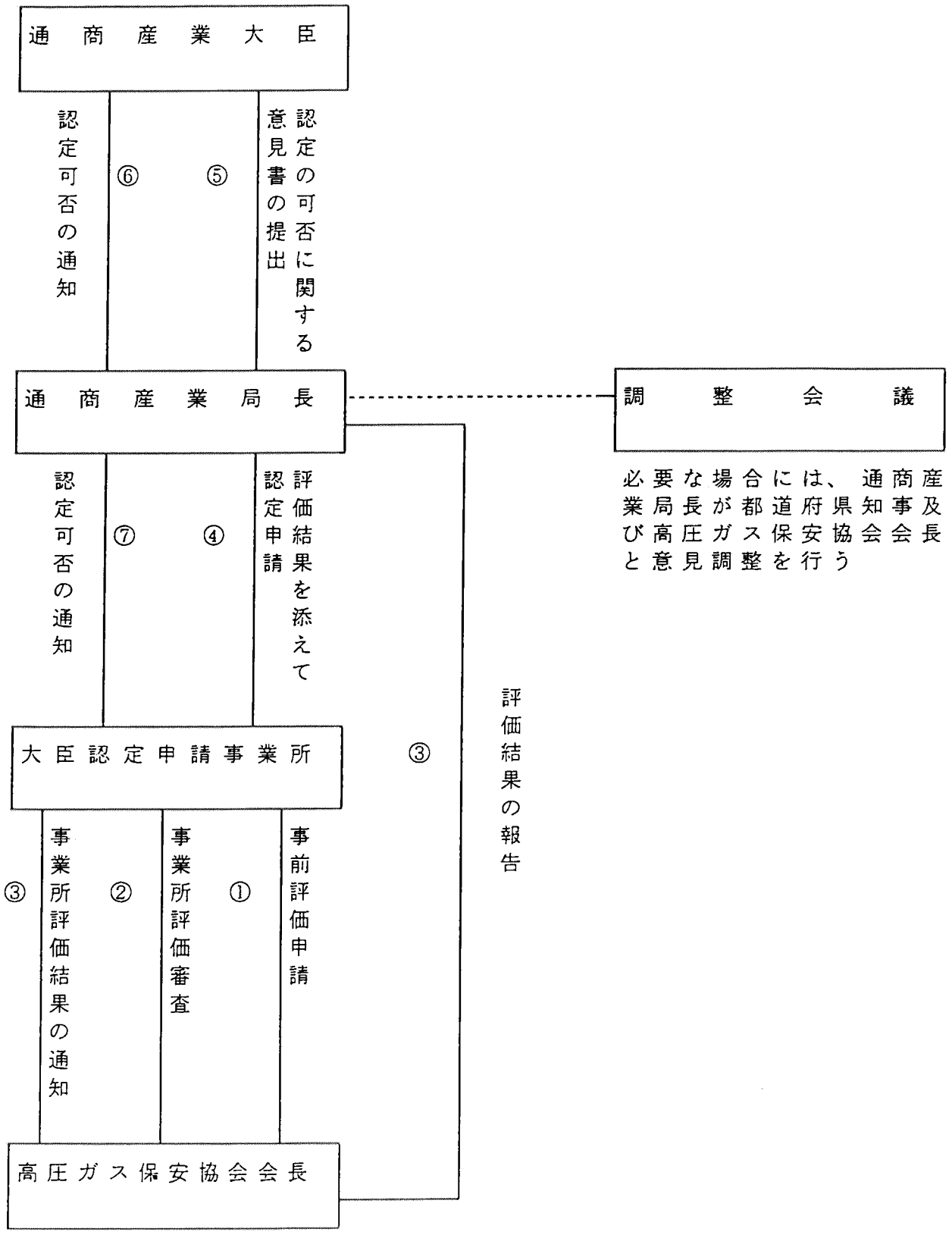

大臣認定手続きフロー（外国認定試験者）

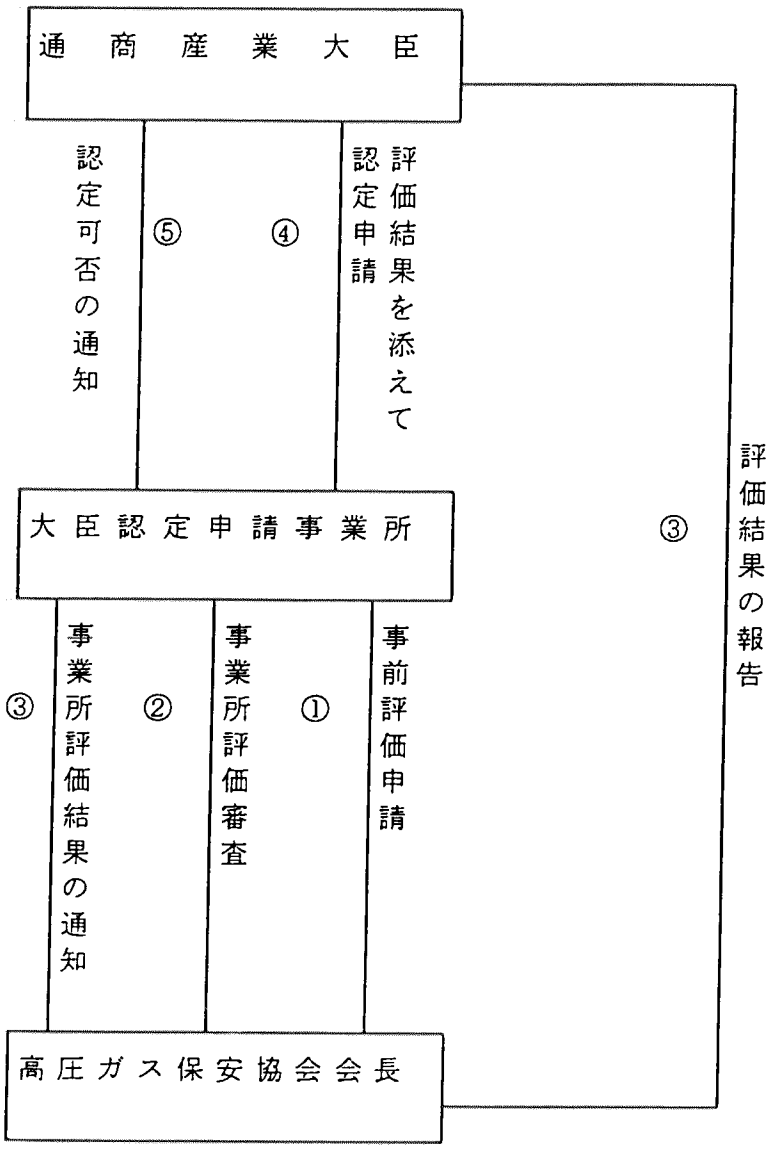

確認調査実施フロー（内国認定試験者）

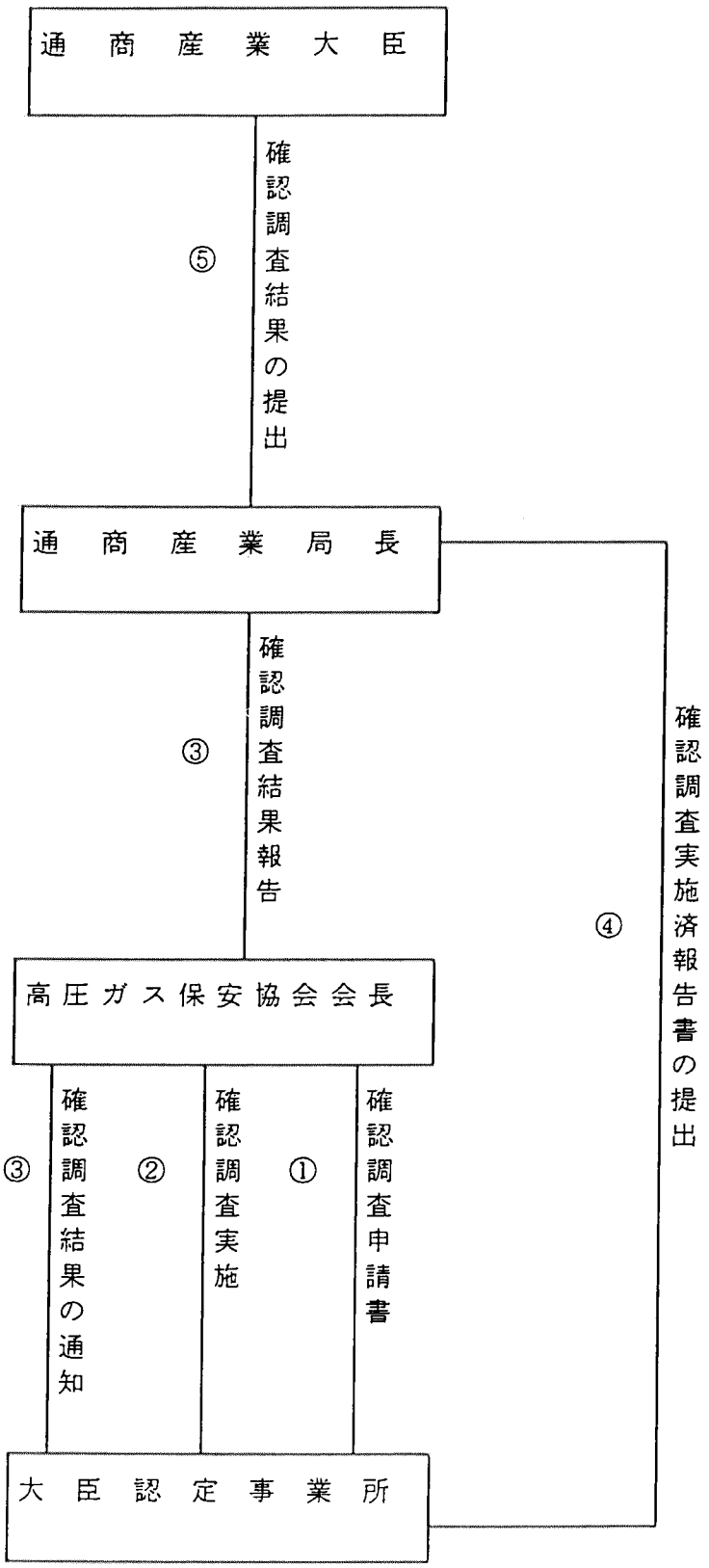
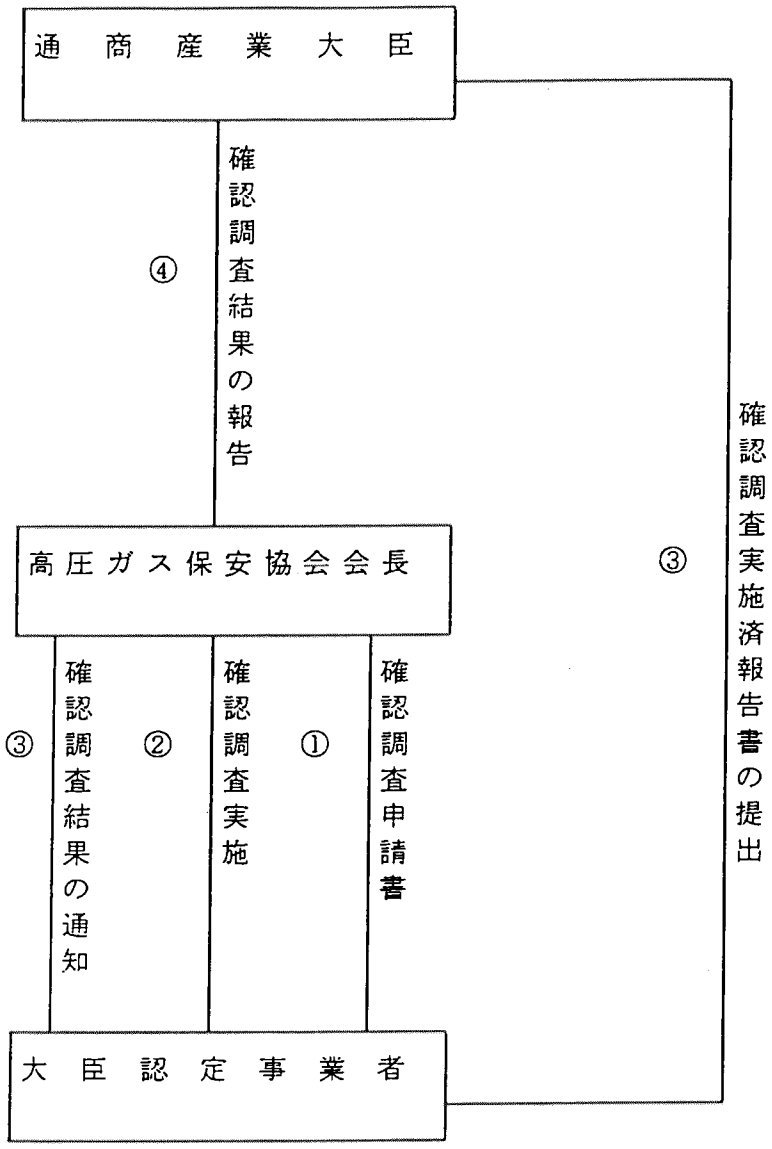
確認調査実施フロー（外国認定試験者）